



# 島根県報

平成18年 3月17日 (金)  
第 1,760 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 規 則

職員の児童手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (職 員 課) 2

### 告 示

青少年に販売等してはならない図書類 (青少年家庭課) 2

青少年に観覧させてはならない興行 ( " ) 3

介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (高齢者福祉課) 4

介護保険法の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退 ( " ) 4

知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定 (障害者福祉課) 5

知的障害者福祉法の規定に基づく指定知的障害者更生施設等の指定 ( " ) 5

島根県農林水産業共同研究等取扱要綱の一部改正 (農林水産総務課) 5

平成17年度雪害対策資金利子補給金交付要綱 (農業経営課) 5

家畜伝染病予防法第 5 条の規定に基づく検査の実施 (農畜産振興課) 10

家畜伝染病予防法第 6 条の規定に基づく注射の実施 ( " ) 13

土地改良区の役員の就任 (農村整備課) 13

県営土地改良事業計画の決定 ( 2 件 ) ( " ) 14

保安林予定森林 ( 6 件 ) (森林整備課) 15

解除予定保安林 ( 2 件 ) ( " ) 18

保安林予定森林 ( " ) 19

保安林の指定施業要件の変更 ( 6 件 ) ( " ) 19

島根県森林整備工事入札参加資格審査要綱の一部改正 ( " ) 22

小型機船底びき網漁業の許可及び起業の認可の申請期間 (水産課) 22

土地収用法の規定に基づく事業の認定 (用地対策課) 22

道路の区域の変更 (道路維持課) 23

道路の供用開始 ( " ) 25

海岸保全区域の指定 (河川課) 25

急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 28

島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更 (審査課) 28

### 訓 令

島根県農林水産会議規程の一部改正 (農林水産総務課) 29

島根県船舶職員服務規程の一部改正 (水産課) 29

### 公 告

平成17年度島根県准看護師試験の合格者 (医療対策課) 30

臨港地区の区域の案の縦覧 (港湾空港課) 30

土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市計画課) 30

開発行為に関する工事の完了 ( " ) 31

### 特定調達公告

隠岐空港地上支援機材整備業に係る随意契約の相手方等	(港湾空港課)	31
選管告示		
地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数		32
漁調委指示		
沿岸いか釣漁業及び小型いか釣漁業の制限		33
雑報		
危険物取扱者試験の実施	(消防防災課)	33
正誤		
平成18年3月3日付け島根県報第1,756号中	(森林整備課)	34

**公布された条例等のあらまし**

職員の児童手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(規則第7号)

1 規則の概要

(1) 知事部局に所属する職員の児童手当の認定事務を取り扱う機関について、地方機関にあっては知事が別に定めるところによることとした。(第2条関係)

(2) その他規定の整理

2 施行期日

平成18年4月1日から施行することとした。

---

**規 則**

---

職員の児童手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月17日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第7号

職員の児童手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の児童手当の支給に関する規則(昭和46年島根県規則第74号)の一部を次のように改正する。

第2条の表知事の事務部局の項認定事務取扱機関の欄中「(福祉事務所、保健所及び家畜保健衛生所を除く。)にあっては当該地方機関」を「にあっては知事が別に定めるところによる。」に改め、同表人事委員会事務局の項認定事務取扱機関の欄中「給与課」を「企画課」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

---

**告 示**

---

島根県告示第229号

島根県青少年の健全な育成に関する条例(昭和40年島根県条例第21号)第6条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない図書類として指定したので、同条例第26条の規定により告示する。

平成18年3月17日

島根県知事 澄田信義

指定番号	種 類	図 書 名 称	発行・出版社名	指定の理由
15958	雑誌	ストリートナンパ Don't 4月号増刊	(株)サン出版	青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
15959	雑誌	爆烈ハプニング Vol. 6	雄出版株式会社	
15960	雑誌	これが本当! 人妻のH話(もっとすごい本当のH話コレクション4月号増刊)	(株)パウハウス	
15961	雑誌	レディースコミック・タブー4月号	三和出版株式会社	

## 島根県告示第230号

島根県青少年の健全な育成に関する条例(昭和40年島根県条例第21号)第13条第1項の規定に基づき、次の興行を青少年に観覧させてはならない興行として指定したので、同条例第26条の規定により告示する。

平成18年 3月17日

島根県知事 澄 田 信 義

指定番号	種 類	題 名	配給会社名	指定の理由
10787	映画	巨乳な姉妹 ~谷間に吸いつけ~	オーピー映画	青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
10788	映画	痴女女医さん 男の壺飼育	新日本映像	
10789	映画	脳内SEX 老人と欲求不満妻	新日本映像	
10790	映画	喪服レズビアン 恥母と未亡人	新日本映像	
10791	映画	べんり屋熟女 ~変態性癖24時~	オーピー映画	
10792	映画	口り色の誘惑 させたがり	新東宝映画	
10793	映画	新日本映像ニュース 痴女女医さん 男の壺飼育	新日本映像	
10794	映画	新日本映像ニュース 脳内SEX 老人と欲求不満妻	新日本映像	
10795	映画	新日本映像ニュース 喪服レズビアン 恥母と未亡人	新日本映像	
10796	映画	ノーパン痴女 夫を裏切る水曜日	新日本映像	
10797	映画	不倫関係 微熱の肌ざわり	オーピー映画	
10798	映画	ダブル・プレイ 友だちの母さんと...	新東宝映画	
10799	映画	新日本映像ニュース ノーパン痴女 夫を裏切る水曜日	新日本映像	
10800	映画	痴態エステ 舐めて交わる	オーピー映画	
10801	映画	僕の妹 下着の甘い湿り	オーピー映画	
10802	映画	若妻と熟年 指と言葉責め	新日本映像	
10803	映画	盗撮サイト 情事に濡れた人妻	オーピー映画	
10804	映画	新日本映像ニュース 若妻と熟年 指と言葉責め	新日本映像	
10805	映画	乱交団地妻スワップ同好会	新東宝映画	

10806	映画	巨乳妻メイド倶楽部 ご主人様たっぷり出して	新東宝映画
10807	映画	昭和エロ浪漫 生娘の恥じらい	オーピー映画
10808	映画	義父の愛戯 喪服のとまどい	オーピー映画
10809	映画	マンダレイ	ギャガ・コミュニケーションズ
10810	映画	素敵な片思い	オーピー映画
10811	映画	淫母の性教育 奥までちょうだい!	新日本映像
10812	映画	叔母と甥 溺れた恥縁	新日本映像
10813	映画	姉妹 淫乱な愛戯	新東宝映画
10814	映画	巨乳DOLL わいせつ飼育	オーピー映画
10815	映画	新日本映像ニュース 淫母の性教育 奥までちょうだい!	新日本映像
10816	映画	新日本映像ニュース 叔母と甥 溺れた恥縁	新日本映像
10817	映画	馬と後妻と令嬢	オーピー映画
10818	映画	紅薔薇婦人	新東宝映画
10819	映画	美人セールスレディ 後ろから汚せ	オーピー映画

島根県告示第231号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成18年3月17日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
松江保健生活協同組合	学園在宅支援センター	松江市学園二丁目7番16号	平成18年3月13日

島根県告示第232号

介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定による同法第48条第1項第3号の指定の辞退があったので、同法第115条第2号の規定に基づき告示する。

平成18年3月17日

島根県知事 澄田信義

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	指定辞退年月日
医療法人 仁寿会	介護療養型医療施設 加藤病院	邑智郡川本町川本383番地1	平成18年4月1日

島根県告示第233号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第15条の23第1号の規定に基づき告示する。

平成18年 3月17日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
隠岐広域連合	地域生活援助	憩の家	隠岐郡隠岐の島町都万2213 - 4	平成18年 2月27日

島根県告示第234号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の24第1項の規定に基づき、指定知的障害者更生施設等を次のとおり指定したので、同法第15条の31第1号の規定に基づき告示する。

平成18年 3月17日

島根県知事 澄 田 信 義

経営主体の名称	指定した施設 種別	施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地	指 定 年月日
社会福祉法人 千鳥福祉 会	通所授産	ワークセンターフレンド	松江市東持田町1415	平成18年 2月27日

島根県告示第235号

島根県農林水産業共同研究等取扱要綱（平成 3 年島根県告示第244号）の一部を次のように改正する。

平成18年 3月17日

島根県知事 澄 田 信 義

第 1 条の 2 中第 3 号を削り、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同条に第 1 号として次の 1 号を加える。

(1) 農畜産振興課

第 1 条の 2 第 5 号を次のように改める。

(5) 水産技術センター

第 1 条の 2 第 6 号から第 8 号までを削る。

附 則

この告示は、平成18年 4月 1 日から施行する。

島根県告示第236号

平成17年度雪害対策資金利子補給金交付要綱を次のように定める。

平成18年 3月17日

島根県知事 澄 田 信 義

平成17年度雪害対策資金利子補給金交付要綱

(利子補給)

第1条 県は、平成17年12月5日から平成18年1月29日までの間の積雪による甚大な被害（以下「雪害」という。）を受けた農業者又はその組織する団体（以下「農業者等」という。）を支援するため、当該農業者等に別表に掲げる平成17年度雪害対策資金（以下「雪害対策資金」という。）を貸し付ける融資機関に対し、予算の範囲内において平成17年度雪害対策資金利子補給金（以下「利子補給金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（利子補給率）

第2条 利子補給金の交付の率は、別表の利子補給率欄に掲げるとおりとする。

（融資機関の範囲）

第3条 利子補給金の対象となる融資機関は、次に掲げる者のうち、知事と利子補給契約を締結した者とする。

(1) 島根県の区域内（以下「県内」という。）に主たる事務所を置く農業協同組合で、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号に掲げる事業を行うもの

(2) 県内に店舗を有する銀行及び信用金庫

（利子補給金の額）

第4条 県が交付する利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における雪害対策資金につき、別表に規定する利子補給率ごとに算出した融資の平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を当該計算期間の日数で除して得た金額をいう。）に対して、それぞれ利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

（利子補給金の請求）

第5条 融資機関は、利子補給金を請求しようとするときは、1月1日から6月30日までの期間に係る利子補給金についてはその年の7月31日までに、7月1日から12月31日までの期間に係る利子補給金についてはその翌年の1月31日までにそれぞれ平成17年度雪害対策資金利子補給金請求書（様式第1号）に平成17年度雪害対策資金利子補給金計算明細書（様式第2号）を添えて知事に提出しなければならない。

（利子補給金の支払）

第6条 知事は、前条の規定により融資機関から利子補給金の請求があった場合において、適当と認めるときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月の末日までにこれを支払うものとする。

（利子補給金の打ち切り等）

第7条 知事は、県の利子補給金の交付に係る雪害対策資金を借り受けた者がその借入金を目的以外に使用したときは、融資機関に対する利子補給金の交付を打ち切ることができるものとする。

2 知事は、融資機関がその責めに帰すべき事由により補助金等交付規則、この告示又は第3条の利子補給契約の条項に違反したときは、当該融資機関に対する利子補給金の交付を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

（報告の義務等）

第8条 融資機関は、知事が当該融資機関の行った利子補給金の交付に係る雪害対策資金の融資に関し報告を求めたとき、又はその職員をして当該資金の融資に関する帳簿、書類等を調査させるときは、これに協力しなければならない。

（補則）

第9条 この告示に定めるもののほか、雪害対策資金の取扱い及び利子補給金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年3月17日から施行し、平成18年3月16日から適用する。

## 別表 (第 1 条、第 2 条関係)

雪害対策資金の種類	貸付条件	利子補給率	貸付対象者
1 施設等資金 (雪害を原因とするものに限る。) 農畜産物の生産、流通又は加工に必要な施設の復旧に要する資金その他知事が定める資金	1 貸付利率 知事が別に定める率 2 貸付限度額 個人にあっては1,500万円、法人及び団体にあっては3,000万円 3 償還期限 15年以内 4 据置期間 3年以内	年1.25パーセント	雪害を受けた農業者等であって、知事が別に定めるもの
2 運転資金 (雪害を原因とするものに限る。) 農畜産物の再生産に必要な種苗費、肥料費、飼料費、農薬費、諸材料購入費、小農具費、雇用労賃等直接的経費及び施設等の修繕費について貸し付ける資金	1 貸付利率 知事が別に定める率 2 貸付限度額 個人にあっては160万円、法人及び団体にあっては2,000万円と160万円に法人又は当該団体の構成員の人数を乗じて得た額のいずれか低い額 3 償還期限 10年以内 4 据置期間 3年以内		

様式第1号(第5条関係)

平成17年度雪害対策資金利子補給金請求書

第 号  
年 月 日

島根県知事 様

所在地  
融資機関 名称  
代表者

印

平成17年度雪害対策資金利子補給金交付要綱第5条の規定に基づき、別紙のとおり利子補給金計算明細書を添え、  
年 月 日から 年 月 日までの利子補給金を下記のとおり請求します。

記

利子補給金請求額 金 円

様式第 2 号 (第 5 条関係)

平成17年度雪害対策資金利子補給金計算明細書

融 資 機 関 名

年度 期 ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )

承認年月日	借入金 (千円)	利子補給 対象借入 者名	貸付実行 年月日	償還 期限	据置 期間	期首貸付残高 (千円)		移動日 月 日	中 期 貸付額 (千円)	期中償還額 (千円)		当期発生 延滞額 (千円)	期末貸付残高 (千円)		貸付 間 月 日 ~ 月 日 (日)	融資平均残高 (円) $(\text{融資残高} \times \text{貸付日数}) \div 365$	県利子 補給率	県利子 補給金 (円)	
						融資 残高	延滞額			約定分	繰上分		約定融 資残高	延滞額					
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			計											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											
年 月 日			年 月 日	年	年			月 日											

島根県告示第237号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条の規定に基づき、検査を次のように実施する。

平成18年3月17日

島根県知事 澄 田 信 義

検査の種類	実施の目的	実施対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	検査の方法	実施する区域	実施の期日
ブルセラ病検査	ブルセラ病の発生予防	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後90日を経過した牛	ブルセラ急速凝集反応法とし、必要に応じて試験管凝集反応法又は補体結合反応法とする。	松江市（旧鹿島町及び旧玉湯町の区域に限る。）、出雲市（旧平田市、旧佐田町及び旧多伎町の区域に限る。）、安来市（旧広瀬町の区域に限る。）、飯南町、川本町、美郷町、邑南町	平成18年4月1日から平成19年3月31日までに当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長の指定する日
		種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後90日を経過した牛		当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長の指定する区域	
		家畜保健衛生所長が必要と認める家畜			
結核病検査	結核病の発生予防	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後90日を経過した牛	ツベルクリン皮内注射法	松江市（旧鹿島町及び旧玉湯町の区域に限る。）、出雲市（旧平田市、旧佐田町及び旧多伎町の区域に限る。）、安来市（旧広瀬町の区域に限る。）、飯南町、川本町、美郷町、邑南町	
		種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後90日を経過した牛		当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長の指定する区域	
		家畜保健衛生所長が必要と認める家畜			

ヨーネ病検査	ヨーネ病の発生予防	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後 6 ヶ月を経過した牛	エライザ法とし、必要に応じてヨーニン検査、補体結合反応検査又は細菌検査とする。	松江市（旧鹿島町及び旧玉湯町の区域に限る。）、出雲市（旧平田市、旧佐田町及び旧多伎町の区域に限る。）、安来市（旧広瀬町の区域に限る。）、飯南町、川本町、美郷町、邑南町	
		種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれらと同一施設内で飼育している生後 6 ヶ月を経過した牛		当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長の指定する区域	
		発生地域の牛及び汚染地域からの導入牛並びにこれらとの同居牛で家畜防疫員が必要と認める牛	エライザ法及び細菌検査とし、必要に応じてヨーニン検査又は補体結合反応検査とする。	県下全域	
		家畜保健衛生所長が必要と認める家畜	エライザ法とし、必要に応じてヨーニン検査、補体結合反応検査又は細菌検査とする。		
牛海綿状脳症検査	牛海綿状脳症の発生状況及び動向把握	牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第 6 条第 1 項の規定に基づく届出対象となる牛（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成15年農林水産省令第58号）第 4 条の規定に該当する場合を除く。）	エライザ法	県下全域	平成18年 4月 1日から平成19年 3月31日まで
牛のブルータング検査	牛のブルータングの発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	平成18年 4月 1日から平成19年 3月31日までに当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所長の指定する日
牛のアカバネ病検査	牛のアカバネ病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
牛のチュウザン病検査	牛のチュウザン病の発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	
牛のアイノ	牛のアイノ	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	血清学的検査	県下全域	

ウイルス感 染症検査	ウイルス感 染症の発生 予察	る牛		
牛のイバラ キ病検査	牛のイバラ キ病の発生 予察	家畜保健衛生所長が必要と認め る牛	血清学的検査	県下全域
牛の牛流行 熱検査	牛の牛流行 熱の発生予 察	家畜保健衛生所長が必要と認め る牛	血清学的検査	県下全域
めん羊及び 山羊の伝達 性海綿状脳 症検査	めん羊及び 山羊の伝達 性海綿状脳 症の発生状 況及び動向 把握	家畜保健衛生所長が必要と認め るめん羊及び山羊	エライザ法	県下全域
馬伝染性貧 血検査	馬伝染性貧 血の発生予 防	1 繁殖の用に供し、又は供す る目的で飼育している雌馬 2 種付けの用に供し、又は供 する目的で飼育している雄馬 3 前2号の馬と同一施設内で 飼育している馬 4 競馬法（昭和23年法律第 158号）による競馬に出場す る馬	寒天ゲル内沈降反 応法	当該家畜の所在地 を管轄する家畜保 健衛生所長の指定 する区域
		農林水産大臣又は知事の指定す る馬		
蚊及び野鳥 のウエスト ナイルウイ ルス感染症 検査	ウエストナ イルウイル ス感染症の 発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認め る蚊及び野鳥	ウイルス分離検査	県下全域
豚のオーエ スキー病検 査	豚のオーエ スキー病の 発生予防	家畜保健衛生所長が必要と認め る豚	血清学的検査	県下全域
豚の豚流行 性下痢（P E D）検査	豚の豚流行 性下痢の発 生予防	家畜保健衛生所長が必要と認め る豚	血清学的検査	県下全域
豚の伝染性 胃腸炎検査	豚の伝染性 胃腸炎の発 生予防	家畜保健衛生所長が必要と認め る豚	血清学的検査	県下全域
豚の豚繁	豚の豚繁	家畜保健衛生所長が必要と認め	血清学的検査	県下全域

殖・呼吸器 障害症候群 ( P R R S ) 検査	殖・呼吸器 障害症候群 の発生予防	豚			
豚の流行性 脳炎検査	豚の流行性 脳炎の発生 予防	家畜保健衛生所長が必要と認め る豚	血清学的検査	県下全域	
鶏の高病原 性鳥インフ ルエンザ検 査	鶏の高病原 性鳥インフ ルエンザの 発生予察	家畜保健衛生所長が必要と認め る鶏	ウイルス分離検査 又は血清学的検査	県下全域	
腐蛆病検査	腐蛆病の発 生予防	転飼をしようとするみつばち 県内飼育みつばちで家畜防疫員 が必要と認めるみつばち	肉眼的検査又は細 菌学的検査	県下全域	

島根県告示第238号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第 6 条の規定に基づき、注射を次のように実施する。

平成18年 3 月17日

島根県知事 澄 田 信 義

注射の種類	実施の目的	実施対象となる家畜の 種類及び範囲	注射の方法	実施する区域	実施の期日
牛の炭疽予 防注射	牛の炭疽の 発生予防	家畜防疫員が必要と認め る牛	皮下注射法	県下全域	平成18年 4 月 1 日から平成 19年 3 月31日 までに当該家 畜の所在地を 管轄する家畜 保健衛生所長 の指定する日

島根県告示第239号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年 3 月17日

島根県知事 澄 田 信 義

益田市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

田中 克典 益田市美都町仙道106番地

齊藤 光俊 益田市美都町仙道1514番地  
澄川 八紘 益田市美都町三谷1217番地  
長田 佳夫 益田市美都町小原59番地 5  
田中 宜 益田市美都町笹倉1085番地  
寺戸 和憲 益田市美都町三谷32番地  
山田 祥二 益田市美都町都茂1159番地13  
海老谷経介 益田市美都町山本イ299番地 2  
河野 末市 益田市美都町山本イ1346番地  
小澄 勇 益田市美都町山本イ217番地 3  
彌重 佐一 益田市美都町丸茂1739番地  
河上 勇 益田市美都町久原191番地  
廣永 浩二 益田市美都町宇津川口636番地 1  
土佐 則幸 益田市美都町宇津川口320番地10  
佐伯 敏夫 益田市匹見町澄川イ435番地 1  
河野 厚司 益田市匹見町道川イ201番地  
渡邊 健一 益田市匹見町匹見イ1349番 3 地  
森 正樹 益田市匹見町匹見イ596番地 1  
大谷 邦寿 益田市匹見町紙祖イ1155番地  
寺戸 保人 益田市匹見町広瀬イ328番地  
大谷 寿一 益田市匹見町道川口195番地

監事

田中 晃 益田市美都町仙道773番地  
山根 守男 益田市美都町山本イ318番地  
河野 二美 益田市美都町宇津川口407番地 1  
吉田 公暢 益田市匹見町落合イ250番地  
依 喜朗 益田市匹見町石谷イ290番の 1 地  
三浦富士義 益田市匹見町道川口148番地 2

2 就任年月日

平成18年3月1日

島根県告示第240号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成18年3月17日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

加茂西地区区画整理事業（県営経営体育成基盤整備事業）計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

雲南市役所

## 島根県告示第241号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第 5 項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成18年 3 月17日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 縦覧に供する書類の名称

徳前地区農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）計画書の写し

## 2 縦覧の期間

告示の日から21日間

## 3 縦覧の場所

邑南町役場

## 島根県告示第242号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年 3 月17日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡邑南町下田所1570 - 129、1570 - 130、1570 - 132、1570 - 140、1570 - 141、1570 - 142、1570 - 143、1570 - 198

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 島根県告示第243号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年 3 月17日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡川本町大字川下1051、1051 - 1、1052から1057まで、1059 - 1、3146 - 1、3147、3152、3152 - 1、3153、3154、3156 - 1、3156 - 2、3157 - 1、3159、3161 - 1、3161 - 2、3163 - 1、3170 - 1、大田市静間町字金剛山

1544 - 3、字坂本1554、字金剛山1924 - 1、字青木1931、字堂ヶ鼻1932 - 1、1933 - 1、字金剛山1934 - 2、1934 - 4、1935 - 1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに大田市役所及び川本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

島根県告示第244号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年3月17日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

益田市神田町口257、口258 - 1、口258 - 2、口258乙、口977、口977内1、口978

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

島根県告示第245号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年3月17日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡邑南町八色石1149、1151から1154まで、1156 - 1

2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第246号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年 3月17日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 保安林予定森林の所在場所

雲南市大東町新庄997、998、999 - 1、999 - 2、999 - 4、1000、中湯石1450、1451、1837、1837 - 1、1838 - 1、三刀屋町多久和2529

## 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 島根県告示第247号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年 3月17日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1(1) 保安林予定森林の所在場所

雲南市木次町宇谷935 - 1、935 - 3、939から942まで、2028 - 1、2029、2030 - 1、2032、2036、2038、2039、2041

## (2) 指定の目的

土砂の流出の防備

## (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

㊦ 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

雲南市大東町上久野1861 - 8、1861 - 10、1862 - 1、1867 - 1

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

島根県告示第248号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成18年3月17日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

雲南市吉田町曾木字曾木739 - 1(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

島根県告示第249号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成18年3月17日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

雲南市吉田町曾木字曾木713 - 13から713 - 15まで、714 - 2

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

## 島根県告示第250号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年 3月17日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 保安林予定森林の所在場所

浜田市弥栄町木都賀イ1468 - 3、イ1469、イ1475、イ2305、イ2308、イ2308 - 1、イ2311 - 2、イ2320続1、田野原344 - 1、398から400まで、401 - 1、401 - 2、838 - 1、838 - 2、839

## 2 指定の目的

水源のかん養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 島根県告示第251号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年 3月17日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成7年1月11日農林水産省告示第30号（一に限る。）

## 2 変更に係る指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法 変更しない。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 島根県告示第252号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年 3月17日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成7年3月8日農林水産省告示第338号（二に限る。）、平成7年3月8日農林水産省告示第349号（四のうち知事の指定に係るものに限る。）、平成7年3月8日農林水産省告示第352号（一のうち知事の指定に係るものに限る。）

る。)、平成7年3月8日農林水産省告示第361号(一のうち知事の指定に係るものに限る。)、平成7年3月8日農林水産省告示第362号(一に限る。)、平成7年5月22日農林水産省告示第677号、平成7年5月22日農林水産省告示第679号(知事の指定に係るものに限る。)、平成7年8月16日農林水産省告示第1236号、平成7年8月30日農林水産省告示第1372号(一に限る。)、平成7年11月14日農林水産省告示第1829号(一、二に限る。)、平成7年11月15日農林水産省告示第1843号、平成8年11月26日農林水産省告示第1840号(一に限る。)、平成9年2月4日農林水産省告示第192号(一に限る。)、平成9年12月9日農林水産省告示第1790号

2 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

島根県告示第253号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年3月17日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示(重要流域(平成12年2月24日農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。))に係るものを除く。)で定めるところによる。

昭和44年12月27日農林省告示第2038号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

島根県告示第254号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年3月17日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成12年6月13日島根県告示第499号(一に限る。)

- (2) 変更に係る指定施業要件

- ア 立木の伐採の方法 変更しない。

- イ 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

- 2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

- 飯石郡飯南町真木939 - 2、942 - 4

- (2) 保安林として指定された目的

- 水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件

- ア 立木の伐採の方法

㊦ 主伐に係る伐採種は、定めない。

㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 島根県告示第255号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年 3 月17日

島根県知事 澄 田 信 義

1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次の掲げる告示で定めるところによる。

平成13年 4 月 3 日島根県告示第283号(一に限る。)

(2) 変更に係る指定施業要件

ア 立木の伐採の方法 変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次の掲げる告示で定めるところによる。

平成13年 5 月25日島根県告示第408号(二に限る。)

(2) 変更に係る指定施業要件

ア 立木の伐採の方法 変更しない。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次の掲げる告示で定めるところによる。

平成13年 5 月25日島根県告示第408号(三に限る。)

(2) 変更に係る指定施業要件

ア 立木の伐採の方法 変更しない。

イ 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 島根県告示第256号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年 3 月17日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

鹿足郡吉賀町蓼野1954 - 11、柿木村木部谷1315 - 1、1317

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第257号

島根県森林整備工事入札参加資格審査要綱(平成18年島根県告示第11号)の一部を次のように改正する。

平成18年3月17日

島根県知事 澄 田 信 義

第2条第2号イ中「林業改良指導員」を「林業普及指導員又は森林法の一部を改正する法律(平成16年法律第20号)による改正前の森林法第187条第5項の林業改良指導員資格試験に合格した者」に改める。

第7条第1項に次の1号を加える。

(6) 林業技術職員数

様式第1号中「

地拵え		
-----	--	--

」を「

地拵え		雪起こし
-----	--	------

」に、「林業改良指導員」を

「林業普及指導員又は林業改良指導員」に改める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

島根県告示第258号

島根県漁業調整規則(昭和40年島根県規則第53号)第8条第2項(第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり小型機船底びき網漁業(手繰第2種漁業(えびびき網漁業))に係る漁業の許可及び起業の認可の申請期間を定めたので、同規則第8条第3項(第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定により告示する。

平成18年3月17日

島根県知事 澄 田 信 義

1 許可及び起業の認可の申請期間

平成18年3月17日から平成18年4月14日まで

島根県告示第259号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成18年3月17日

島根県知事 澄 田 信 義

1 起業者の名称

奥出雲町

2 事業の種類

馬木地区(大馬木処理区)農業集落排水資源循環統合補助(処理場建設)事業

3 起業地

## (1) 収用の部分

島根県仁多郡奥出雲町大馬木地内

## (2) 使用の部分

島根県仁多郡奥出雲町大馬木地内

## 4 事業の認定をした理由

## (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

馬木地区(大馬木処理区)農業集落排水資源循環統合補助(処理場建設)事業(以下「本件事業」という。)は、土地収用法(以下「法」という。)第3条第31号に掲げる「地方公共団体が直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

よって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

## (2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である奥出雲町は、国庫補助金等により財源措置を講じているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

## (3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 本件事業の施行により得られる利益は、し尿及び生活雑排水の処理による農業用水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村生活環境の改善及び公共用水域の水質保全である。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業地の選定に当たり、複数の候補地の中から社会的、技術的及び経済的条件を比較検討した結果、それらの条件を最もよく満たすものを採用していることから、軽微なものであると考えられる。

ウ アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められる。

よって、本件事業は法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

## (4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、奥出雲町が、同町大馬木地区において、し尿及び生活雑排水を処理し農業用用水として再利用することを目的として農業集落排水処理場を建設しようとするものであり、同地区において生活排水による農業用排水路の汚濁が進行していることを勘案すると、本件事業を早急に施行する必要性が認められる。

また、本件事業に係る起業地は、施設規模及び利用目的等から勘案し、必要最小限度の範囲内であると認められる。

さらに、収用の範囲は、恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲内にあり、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

よって、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

## (5) 結論

既述のとおり、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

## 5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

奥出雲町役場(水道課)

## 島根県告示第260号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年3月17日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考		
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長	
一般国道	485号	隠岐郡西ノ島町大字美田字山口2528番4地先から同町大字浦郷字寺ノ谷33番1地先まで	前	A	メートル 6.80～ 30.30	メートル 2,928.00	隠岐支庁	ダブルウェイ解消 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 町道移管
				B	3.50～ 13.30	4,431.00		
			後	A	6.80～ 30.30	2,928.00		
県 道	大東東出雲線	松江市八雲町熊野339番1地先から同306番7地先まで	前	7.00～ 23.00	515.00	松江土木建築事務所	交通安全工事 拡幅	
			後	10.00～ 53.00	515.00			
"	出雲市停車場線	出雲市今市町字漆垣115番1地先から同町字半ヶ澤702番7地先まで	前	14.50～ 18.50	367.00	出雲土木建築事務所	街路事業 拡幅	
			後	25.00～ 39.00	367.00			
"	小伊津港線	出雲市平田町110番1地先から同町160番1地先まで	前	A	8.00～ 23.00	307.00	出雲土木建築事務所	ダブルウェイ延長減 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 河川管理者及び公園管理者へ移管
				B	17.00～ 27.00	307.00		
		後	A	8.00～ 12.00	49.80			
			B	17.00～ 27.00	307.00			
"	黒沢安城浜田線	浜田市長見町1029番4地先から同町940番3地先まで	前	A	4.00～ 47.00	1,535.00	浜田土木建築事務所	道路改良工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ
				A	4.00～ 47.00	1,535.00		
			後	B	10.00～ 94.00	920.00		
"	"	浜田市長見町940番3地先から同町401番2地先まで	前	11.00～ 31.00	173.50	浜田土木建築事務所	道路改良工事 拡幅	
			後	15.00～ 40.00	173.50			
"	三隅井野長浜線	浜田市三隅町井野水770番1地先から同水786番5地先まで	前	5.90～ 7.20	100.00	浜田土木建築事務所	道路改良工事 拡幅	
			後	5.90～ 24.50	100.00			

島根県告示第261号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年 3 月17日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	432号	安来市広瀬町菅原536番 2 地先から同557番 1 地先まで	メートル 52.00	平成18年 3 月17日	松江土木建築事務所 広瀬土木事業所	
県道	大東東出雲線	松江市八雲町熊野329番 4 地先から同266番 2 地先まで	510.00	〃	松江土木建築事務所	
〃	大野魚瀬恵曇線	松江市上大野町字小束1821番 1 地先から同町字坂本1281番 4 地先まで	160.00	〃		
〃	安来伯太日南線	安来市伯太町安田1714番 1 地先から同町東母里854番 4 地先まで	1,107.00	〃	松江土木建築事務所 広瀬土木事業所	
〃	〃	安来市伯太町東母里665番 4 地先から同570番 1 地先まで	310.00	〃		
〃	出雲インター線	出雲市東神西町368番 9 地先から同町302番 1 地先まで	391.00	〃	出雲土木建築事務所	
〃	浜田八重可部線	浜田市金城町今福1509番 1 地先から同地先まで	60.00	〃	浜田土木建築事務所	
〃	一の瀬折居線	浜田市三隅町室谷557番 1 地先から同1215番10地先まで	220.00	〃		
〃	三隅井野長浜線	浜田市三隅町井野ホ770番 1 地先から同ホ786番 5 地先まで	100.00	〃		

島根県告示第262号

海岸法（昭和31年法律第101号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり海岸保全区域を指定したので、同条第 4 項の規定により告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び浜田土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。

海岸保全区域の指定（平成12年島根県告示第847号）は、廃止する。

平成18年 3 月17日

島根県知事 澄 田 信 義

海 岸 の 名 称					海 岸 保 全 区 域																																																																																																									
沿 岸 名	海 岸 名	地 区 海 岸 名	地 先 海 岸 名	延 長																																																																																																										
島根	江津	敬川	和木波子	4,705m	<p>基点1から基点33までを順次に直線で結んだ線、基点1と補助点1を結んだ線、基点33と補助点7を結んだ線及び補助点1から補助点7までを順次に直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>点の表示</p> <table border="0"> <tr><td>基点1</td><td>座標X</td><td>- 110,905.363</td></tr> <tr><td></td><td>座標Y</td><td>2,543.295</td></tr> <tr><td>基点2</td><td>座標X</td><td>- 110,904.985</td></tr> <tr><td></td><td>座標Y</td><td>2,548.901</td></tr> <tr><td>基点3</td><td>座標X</td><td>- 110,922.883</td></tr> <tr><td></td><td>座標Y</td><td>2,545.601</td></tr> <tr><td>基点4</td><td>座標X</td><td>- 110,928.440</td></tr> <tr><td></td><td>座標Y</td><td>2,544.272</td></tr> <tr><td>基点5</td><td>座標X</td><td>- 110,971.507</td></tr> <tr><td></td><td>座標Y</td><td>2,533.232</td></tr> <tr><td>基点6</td><td>座標X</td><td>- 111,037.216</td></tr> <tr><td></td><td>座標Y</td><td>2,505.035</td></tr> <tr><td>基点7</td><td>座標X</td><td>- 111,102.348</td></tr> <tr><td></td><td>座標Y</td><td>2,466.183</td></tr> <tr><td>基点8</td><td>座標X</td><td>- 111,157.476</td></tr> <tr><td></td><td>座標Y</td><td>2,422.009</td></tr> <tr><td>基点9</td><td>座標X</td><td>- 111,170.481</td></tr> <tr><td></td><td>座標Y</td><td>2,420.331</td></tr> <tr><td>基点10</td><td>座標X</td><td>- 111,474.281</td></tr> <tr><td></td><td>座標Y</td><td>2,120.037</td></tr> <tr><td>基点11</td><td>座標X</td><td>- 111,517.356</td></tr> <tr><td></td><td>座標Y</td><td>2,082.083</td></tr> <tr><td>基点12</td><td>座標X</td><td>- 111,573.927</td></tr> <tr><td></td><td>座標Y</td><td>2,057.536</td></tr> <tr><td>基点13</td><td>座標X</td><td>- 111,727.760</td></tr> <tr><td></td><td>座標Y</td><td>1,905.480</td></tr> <tr><td>基点14</td><td>座標X</td><td>- 111,767.645</td></tr> <tr><td></td><td>座標Y</td><td>1,859.509</td></tr> <tr><td>基点15</td><td>座標X</td><td>- 111,846.652</td></tr> <tr><td></td><td>座標Y</td><td>1,762.160</td></tr> <tr><td>基点16</td><td>座標X</td><td>- 111,947.365</td></tr> <tr><td></td><td>座標Y</td><td>1,620.943</td></tr> <tr><td>基点17</td><td>座標X</td><td>- 111,958.408</td></tr> <tr><td></td><td>座標Y</td><td>1,626.958</td></tr> <tr><td>基点18</td><td>座標X</td><td>- 112,052.524</td></tr> </table>	基点1	座標X	- 110,905.363		座標Y	2,543.295	基点2	座標X	- 110,904.985		座標Y	2,548.901	基点3	座標X	- 110,922.883		座標Y	2,545.601	基点4	座標X	- 110,928.440		座標Y	2,544.272	基点5	座標X	- 110,971.507		座標Y	2,533.232	基点6	座標X	- 111,037.216		座標Y	2,505.035	基点7	座標X	- 111,102.348		座標Y	2,466.183	基点8	座標X	- 111,157.476		座標Y	2,422.009	基点9	座標X	- 111,170.481		座標Y	2,420.331	基点10	座標X	- 111,474.281		座標Y	2,120.037	基点11	座標X	- 111,517.356		座標Y	2,082.083	基点12	座標X	- 111,573.927		座標Y	2,057.536	基点13	座標X	- 111,727.760		座標Y	1,905.480	基点14	座標X	- 111,767.645		座標Y	1,859.509	基点15	座標X	- 111,846.652		座標Y	1,762.160	基点16	座標X	- 111,947.365		座標Y	1,620.943	基点17	座標X	- 111,958.408		座標Y	1,626.958	基点18	座標X	- 112,052.524
基点1	座標X	- 110,905.363																																																																																																												
	座標Y	2,543.295																																																																																																												
基点2	座標X	- 110,904.985																																																																																																												
	座標Y	2,548.901																																																																																																												
基点3	座標X	- 110,922.883																																																																																																												
	座標Y	2,545.601																																																																																																												
基点4	座標X	- 110,928.440																																																																																																												
	座標Y	2,544.272																																																																																																												
基点5	座標X	- 110,971.507																																																																																																												
	座標Y	2,533.232																																																																																																												
基点6	座標X	- 111,037.216																																																																																																												
	座標Y	2,505.035																																																																																																												
基点7	座標X	- 111,102.348																																																																																																												
	座標Y	2,466.183																																																																																																												
基点8	座標X	- 111,157.476																																																																																																												
	座標Y	2,422.009																																																																																																												
基点9	座標X	- 111,170.481																																																																																																												
	座標Y	2,420.331																																																																																																												
基点10	座標X	- 111,474.281																																																																																																												
	座標Y	2,120.037																																																																																																												
基点11	座標X	- 111,517.356																																																																																																												
	座標Y	2,082.083																																																																																																												
基点12	座標X	- 111,573.927																																																																																																												
	座標Y	2,057.536																																																																																																												
基点13	座標X	- 111,727.760																																																																																																												
	座標Y	1,905.480																																																																																																												
基点14	座標X	- 111,767.645																																																																																																												
	座標Y	1,859.509																																																																																																												
基点15	座標X	- 111,846.652																																																																																																												
	座標Y	1,762.160																																																																																																												
基点16	座標X	- 111,947.365																																																																																																												
	座標Y	1,620.943																																																																																																												
基点17	座標X	- 111,958.408																																																																																																												
	座標Y	1,626.958																																																																																																												
基点18	座標X	- 112,052.524																																																																																																												

	座標 Y	1,527.778
基点19	座標 X	- 112,359.982
	座標 Y	1,107.169
基点20	座標 X	- 112,336.888
	座標 Y	1,059.466
基点21	座標 X	- 112,437.778
	座標 Y	926.385
基点22	座標 X	- 112,451.623
	座標 Y	943.483
基点23	座標 X	- 112,388.691
	座標 Y	1,021.198
基点24	座標 X	- 112,399.521
	座標 Y	1,053.079
基点25	座標 X	- 112,501.025
	座標 Y	914.212
基点26	座標 X	- 112,527.291
	座標 Y	833.382
基点27	座標 X	- 112,911.231
	座標 Y	278.206
基点28	座標 X	- 112,839.827
	座標 Y	263.030
基点29	座標 X	- 112,875.749
	座標 Y	185.993
基点30	座標 X	- 112,978.749
	座標 Y	185.992
基点31	座標 X	- 113,016.460
	座標 Y	126.047
基点32	座標 X	- 113,350.556
	座標 Y	- 442.477
基点33	座標 X	- 113,649.356
	座標 Y	- 1,170.143
補助点 1	座標 X	- 110,844.445
	座標 Y	2,247.125
補助点 2	座標 X	- 111,582.335
	座標 Y	1,513.860
補助点 3	座標 X	- 112,119.121
	座標 Y	765.070
補助点 4	座標 X	- 112,454.106
	座標 Y	679.943
補助点 5	座標 X	- 112,755.355
	座標 Y	273.777
補助点 6	座標 X	- 113,242.977

					座標 Y - 542.033
					補助点 7 座標 X - 113,512.586
					座標 Y - 1,200.045

島根県告示第263号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成18年3月17日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 区域の名称 久見
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から18号までを順次に結んだ線及び標柱1号と18号を結んだ線により囲まれた区域

郡 市	町 村	大 字	字	地 番	標 柱 番 号
隠岐郡	隠岐の島町	久見	カケ出し	832番 1	1号
				824番 2	2号及び3号
				814番 1	4号
			魚切	800番	5号
				801番 2	6号
			大ダワ	785番	7号
				766番 2	8号
				749番	9号
				750番	10号
			向田	337番 4	11号
			大ダワ	760番 2	12号
				765番	13号
			魚切	804番 3	14号
				804番	15号
			カケ出し	810番	16号
				810番 1	17号
				820番 2	18号

島根県告示第264号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成18年3月17日

島根県知事 澄 田 信 義

指 定 年月日	指定番号	住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項	
				変 更 後	変 更 前
				氏 名	氏 名
昭和40年 6 月30日	1 の 5	松江市袖師町 5 番10号 松江警察署内 社団法人松江地区交通安 全協会 会長 堀内伊助	松江市袖師町 5 番10号 松江警察署内	社団法人松江地区 交通安全協会 会長 堀内伊助	社団法人松江八束 交通安全協会 会長 堀内伊助

## 訓 令

島根県訓令第 2 号

地 域 振 興 部  
農 林 水 産 部  
中山間地域研究センター  
農 業 技 術 セ ン タ ー  
畜 産 技 術 セ ン タ ー  
水 産 技 術 セ ン タ ー

島根県農林水産会議規程（昭和47年島根県訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

平成18年 3 月17日

島根県知事 澄 田 信 義

「家 畜 衛 生 研 究 所  
水 産 試 験 場  
内 水 面 水 産 試 験 場  
栽 培 漁 業 セ ン タ ー」

受訓先中「しまねの味開発指導センター」を削り、

「水 産 技 術 セ ン タ ー」に改める。

第 3 条第 1 項第 2 号中「、しまねの味開発指導センター所長」を削り、「家畜衛生研究所長、水産試験場長、内水面水産試験場長、栽培漁業センター所長」を「水産技術センター所長」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

島根県訓令第 3 号

農林水産部水産課  
水 産 試 験 場

島根県船舶職員服務規程（昭和35年島根県訓令第26号）の一部を次のように改正する。

平成18年 3 月17日

島根県知事 澄 田 信 義

受訓先中「水産試験場」を「水産技術センター」に改める。

第 1 条中「水産試験場」を「水産技術センター」に改める。

様式第 1 号中「課長補佐」、「係長」及び「係」を削り、「水産試験場」を「水産技術センター」に改める。

様式第 4 号中「課長補佐」、「係長」及び「係」を削る。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

公 告

平成17年度島根県准看護師試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成18年3月17日

										島根県知事	澄 田 信 義		
0001	0002	0003	0004	0005	0006	0007	0008	0009	0010	0011	0012	0013	0014
0015	0016	0017	0018	0019	0020	0021	0022	0023	0025	0026	0027	0028	0029
0030	0031	0032	0033	0034	0035	0036	0037	0038	0039	0040	0041	0042	0043
0044	0045	0046	0047	0048	0049	0050	0051	0052	0053	0054	0055	0056	0057
0059	0060	0061	0062	0063	0064	0065	0066	0067	0068	0069	0070	0071	0072
0073	0074	0075	0076	0077	0078	0079	0080	0081	0082	0083	0084	0085	0086
0087	0088	0089	0090	0091	0092	0093	0094	0095	0096	0097	0098	0099	0100
0101	0102	0103	0104	0105	0106	0107	0109	0110	0111	0112	0113	0114	0115
0116	0117	0118	0119	0120	0121	0122	0123	0124	0125	0126	0127	0128	0129
0130	0131	0132	0133	0134	0135	0136							

平成17年度島根県准看護師試験問題について

問49、問142は、複数の正解肢があるため、全ての選択肢を正解として採点します。

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定に基づき、臨港地区を定めようとするので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該臨港地区の区域の案を公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成18年3月17日

島根県知事 澄 田 信 義

1 臨港地区の区域の案

港 湾 名	臨 港 地 区 の 区 域
来居港	隠岐郡知夫村字来居1679 - 4、1684 - 1、1696 - 3、1696 - 4、1696 - 5、1696 - 6、1696 - 7、1696 - 8、1696 - 9、1696 - 10、1696 - 11、1696 - 12、1696 - 13、1729 - 5、1730 - 6、1730 - 12、1730 - 17、1751 - 5

2 臨港地区の区域の案の縦覧場所

島根県土木部港湾空港課、隠岐支庁土木建築局島前事業部及び知夫村役場

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

平成18年3月17日

島根県知事 澄 田 信 義

1 土地区画整理組合の名称

江津市和木北部土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成11年 8月31日から平成20年 3月31日まで

3 施行地区

江津市和木町の一部

4 事務所の所在地

江津市江津町1525番地

5 設立認可の年月日

平成11年 8月31日

6 変更認可の年月日

平成18年 3月17日

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年 3月17日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開発区域

出雲市中野美保南 2丁目 4 - 1 外 2筆

面積 3,518.35平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区高輪 3丁目22番 9号

タマホーム株式会社

代表取締役 玉木康裕

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7年島根県規則第83号）第 9条の規定により公示する。

平成18年 3月17日

島根県知事 澄 田 信 義

1 物品等の名称及び数量

隠岐空港地上支援機材整備 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部港湾空港課 島根県松江市殿町 8番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成18年 2月14日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社 J A L U X 代表取締役社長 岡崎俊城 東京都品川区東品川 2丁目 4番11号

5 随意契約に係る契約金額

89,481,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 1 号の規定による。

### 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

#### 島根県選挙管理委員会告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項、第75条第 1 項、第76条第 1 項、第80条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数又は 3 分の 1 の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成18年 3月17日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- 1 地方自治法第74条第 1 項及び第75条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数 12,113
- 2 地方自治法第76条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数） 167,608
- 3 地方自治法第80条第 1 項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）
  - 八束第一選挙区 6,528
  - 八束第二選挙区 5,645
  - 八束第三選挙区 4,317
  - 能義選挙区 3,974
  - 仁多選挙区 4,447
  - 大原選挙区 8,573
  - 飯石選挙区 5,708
  - 簸川第一選挙区 7,359
  - 簸川第二選挙区 3,916
  - 簸川第三選挙区 4,405
  - 邑智選挙区 7,657
  - 那賀選挙区 4,884
  - 鹿足選挙区 4,820
  - 隠岐選挙区 6,657
  - 松江選挙区 39,350
  - 浜田選挙区 12,094
  - 出雲選挙区 23,229
  - 益田・美濃選挙区 14,240
  - 大田・邇摩選挙区 11,467
  - 安来選挙区 8,210
  - 江津選挙区 6,612
  - 平田選挙区 7,796
- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数） 167,608

## 隠岐海区漁業調整委員会指示

### 隠岐海区漁業調整委員会指示第 3 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第 1 項の規定に基づき、沿岸いか釣漁業（総トン数 3 トン以上 5 トン未満の船舶を使用するものに限る。）及び小型いか釣漁業（総トン数 5 トン以上10トン未満の船舶を使用するものに限る。）の操業について、平成19年 4 月30日まで次のとおり制限する。ただし適用する海域は、島根県隠岐郡の最大高潮時海岸線から 10海里以内とする。

平成18年 3 月17日

隠岐海区漁業調整委員会会長 屋 田 孝 治

#### 1 操業の承認

沿岸いか釣漁業及び小型いか釣漁業を営もうとするものは船舶ごとに別に定める取扱要領及び取扱方針に基づき、本委員会の操業承認を受けなければならない。

#### 2 操業禁止海域

小型いか釣漁業は、次の各号に掲げる海域において操業してはならない。

- (1) 島根県隠岐郡の最大高潮時海岸線から 500メートル以内の海域
- (2) 次の各線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。ただし、前号に掲げる海域を除く。

ア 島根県隠岐郡西ノ島町冠島東端と同県同郡海士町野田埼東端とを結んだ線

イ 島根県隠岐郡海士町知々井埼東端と同県同郡知夫村竹島東端とを結んだ線

ウ 島根県隠岐郡知夫村帯ヶ埼西端と同県同郡西ノ島町赤灘鼻南端とを結んだ線

#### 3 電気設備等の使用制限

- (1) 1 隻につき集魚灯に使用できる電球の数は 6 個を越えてはならない。
- (2) 電球 1 個あたりの消費電力の最高限度は 3 キロワットとする。
- (3) 2 隻以上の船舶を連結して操業してはならない。

#### 4 承認の取消

本委員会は、漁業調整上必要があると認められるとき、又は当該指示に違反して操業した場合は承認を取り消すことがある。

#### 附 則

- 1 この指示は平成18年 5 月 1 日から施行する。
- 2 沿岸いか釣漁業及び小型いか釣漁業の制限（平成17年隠岐海区漁業調整委員会指示第 3 号）は平成18年 4 月30日付をもって廃止する。

## 雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の 5 第 1 項の規定に基づき、島根県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第56条第 1 項の規定に基づき公示する。

平成18年 3 月17日

財団法人消防試験研究センター理事長 白 谷 祐 二

#### 1 試験の種類

甲種危険物取扱者試験

乙種危険物取扱者試験

丙種危険物取扱者試験

#### 2 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時

平成18年6月11日(日) 丙種の試験 9時45分から  
甲種・乙種の試験 13時00分から

(2) 試験の場所

松江市、出雲市、大田市、浜田市、益田市、隠岐の島町

3 受験手続

(1) 受験願書提出先

財団法人消防試験研究センター島根県支部(持参又は郵送のこと。)

(2) 受験願書受付期間

平成18年4月12日から4月26日まで(郵送の場合は、4月26日までの消印のあるもの限り受け付ける。)

(3) 受験手数料

甲種危険物取扱者試験 5,000円  
乙種危険物取扱者試験 3,400円  
丙種危険物取扱者試験 2,700円を所定の方法により納付すること。

4 その他

(1) 受験願書用紙配置場所

財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県総務部消防防災課、島根県隠岐支庁、東部・西部県民センター(事務所)、各地区消防本部、各地区危険物保安協会(郵送により願書を請求する場合は、財団法人消防試験研究センター島根県支部あて「危険物取扱者試験願書請求」と朱書きした封筒に、140円切手をはった請求者あて先明記の返信用角型2号封筒を同封すること。)

(2) 問合せ先

〒690-0882  
松江市大輪町420-1 島根県大輪町団体ビル2階  
財団法人消防試験研究センター島根県支部  
(電話0852-27-5819)

正 誤

平成18年3月3日付け島根県報第1,756号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
4	上から10	2107 - 3	2017 - 3